都市ガスの小売自由化と料金改定について

都市ガス小売の全面自由化について

平成28年4月の電力自由化に続き、平成29年4月から都市ガス小売の全面自 由化が始まります。

これまでは地域の都市ガス会社(下仁田町建設ガス水道課)と契約していま したが、ガス自由化後は自由にガス会社(ガス小売事業者)を選べる制度になり ます。

下仁田町のガス供給区域に新たなガス会社が参入す るかは未定です。



<制度の変更について、詳しくは町ホームページをご覧下さい。> 下仁田町ホームページURL http://www.town.shimonita.lg.ip/

引き続き下仁田町建設ガス水道課とご契約いただける場合は、お手続きは不要 です。

料金改定(平成29年4月5日)について

- ◎平成29年4月利用分(5月上旬検針分)から新料金に改定させていただきます。
- ◎ガス原料の輸入LNGと国産天然ガスの混合割合の変更(現行 LNG37%・国産天然ガス63%→改定 LNG54%・ 国産天然ガス46%)及び国産天然ガスへの原料費調整制度導入により調整単位料金及び平均原料価格等が変更 になり、原料の全てが原料費調整制度の対象となりますので、貿易統計に基づく毎月のガス料金の変動幅が大きく なります。
- ◎基準平均原料価格の算定に用いる貿易統計値が最新のものとなったことにより、平成29年1月における調整単位料 金の算定上減額調整となっている[13.5]円/㎡|を各区分料金表の単位料金から減じた基準単位料金に変更させて いただきます。

【改定前】早収料金表 (消費税込み)

区分	料金表A	料金表B	料金表C	料金表D
	0m~20m	20㎡超~58㎡	58㎡超~240㎡	240㎡超~
基本料金(1か月あたり)	518.40円	864.00円	1,080.00円	2,224.80円
基準単位料金(1㎡あたり) ※1	205.47円	187.43円	183.67円	178.89円
調整単位料金(1㎡あたり) ※2	191.96円	173.92円	170.16円	165.38円

※1 改定前の基準単位料金は、平成25年6月~8月の3か月平均貿易統計値に基づき算出した料金単価 ※2 上記の「調整単位料金は、平成29年1月における原料費調整制度に基づく調整後の適用料金単価

【改定後】早収料金表



(消費税込み)

区 分	料金表A	料金表B	料金表C	料金表D
	0m [™] ~20m³	20㎡超~58㎡	58㎡超~240㎡	240㎡超~
基本料金(1か月あたり)	518.40円	864.00円	1,080.00円	2,224.80円
基準単位料金(1㎡あたり) ※1	191.96円	173.92円	170.16円	165.38円

※1 改定後の基準単位料金は、平成28年8月~10月の3か月平均貿易統計値に基づき算出した料金単価 【注意】上記の単位料金(従量単価)は、原料費調整制度(原料価格により毎月の単価が変動する制度)により 調整されます。実際に適用される料金については、毎月の検針票でご確認下さい。

問合せ先 建設ガス水道課 庶務係 ☎64-8808







が便利になりました。 と楽しく、しかも絶景。 い。でも行ってみると意外 そんな『ほたる山公園 身近にあるけど何だか遠

【ここが便利に】

●あずまやスペースが広が り、雨天や夏の日差し対策 が便利になりました。

リニューアル。テーブルに テーブルと椅子のセットを は小型のバーベキューコン ました。 口が設置できるようになり

貸出用の『バーベキューコ が充実しました。 ンロ』『ダッチオーブン』

(例えば、)

【ほたる山公園の魅力】

が車でⅣ分圏内です。 景」でありながら、次の施設 『下仁田インターチェンジ』 『町内商店 (小売店) 「スーパーマーケット 「下仁田厚生病院」 **ゴンビニエンスストア** 町や妙義山を眺望する「絶

使 用 料				
BBQサイト (1区画)	500円			
キャンプサイト (1区画)	1,000円			
道具使用料	300円			

ほたる山公園管理棟 ☎82-6222

> ⇔ほたる山公園⇔ SHIMONITA

(例えば、

貸している駐車場や家屋の賃料収入を申告して

いなかったとき

単発の取引先からの収入の計上が漏れていたとき

ふるさと納税(寄附金)の控除を受けずに申告 していたとき

や延滞税などを負担することになる場合がありま 申告内容に誤りがありますと結果的には加算税

などの手続きについて 所得税等の確定申告を誤った場合

バーベキューサイトが便利になりました

のとおり修正申告又は更正の請求の手続きを行っ てください。 したなど、申告額の誤りに気付いた場合には、次 いた所得があったり、間違って税金を過大に申告 確定申告書を提出した後で、申告漏れになって

修正申告

(申告した所得や税額が実際より少なかったとき)

2. 更正の請求

(申告した所得や税額が実際より多かったとき)

単発の取引先からの仕入の計上が漏れていたとき

ださい。 すので、誤りに気付いたときは早めに手続きをし てください。 なお、ご不明な点は、 富岡税務署までご照会く

問合せ先

富岡税務署

☆3 - 2235 (代表)

固定資産税の縦覧。閲覧制度と審査申出制度

縦覧制度については、納税者が他の人の土地や家屋の評価額との比較を通じて、自分の土地や家屋の評価が適正かどうかを確認していただく制度です。ただし、評価額のみの縦覧なので所有者の特定はできません。また、土地のみを所有している方は土地、家屋のみを所有している方は家屋の評価額を土地・家屋価格等縦覧帳簿により縦覧できる制度です。

閲覧制度では、借地・借家人等に対して、使用又は収益の部分についての固定資産税の課税内容が閲覧できます。 その他、固定資産評価審査委員会へ審査申出ができる制度もあります。具体的には次のとおりです。

縦覧制度 (土地・家屋価格等縦覧帳簿の縦覧)

縦覧期間:4月3日(月)~5月31日(水)(土・日曜日、祝祭日を除く)

縦覧場所: 役場 住民税務課 税務係

縦覧時間:午前8時30分~午後5時15分まで

縦覧できる人: 町内に資産を所有する納税義務者(納税者)とその代理人及び同居の親族 **縦覧内容**: 土地は、地番・地目・地積・価格。 家屋は、地番・種類・構造・床面積・価格。

閲覧制度(固定資産課税台帳の閲覧)

閲覧期間: 閲覧内容 随時(土・日曜日、祝祭日を除く)

閲覧場所: 役場 住民税務課 税務係

閲覧時間:午前8時30分~午後5時15分まで

閲覧できる人: ①固定資産税の納税者本人とその代理人

②借地人・借家人(家屋の敷地の閲覧を含む)

③固定資産を処分できる人(所有者、商法の管理人、破産管財人など)

閲覧内容: 土地は、所有者・所在・地番・地目・地積・評価額・課税標準額。

家屋は、所有者・所在・種類・構造・床面積・基準年度の価格・課税標準額。

●審査申出 納税通知書を受け取りその内容について疑問がある場合には、お気軽に税務担当におたずね下さい。なお、納税通知書の内容に不服がある場合は、その賦課決定があったことを知った日(通常は納税通知書の交付を受けた日)の翌日から起算して3ヶ月以内に、町長に対して不服の申し立てをすることができます。

また、固定資産税の価格について不服がある場合は、固定資産台帳に価格を登録した旨の公示の日(原則として4月1日)から、納税通知書を受け取った日以後3ヶ月を経過する日までに、固定資産評価委員会に対して審査の申出をすることができます。

【**問合せ先**】 住民税務課 税務係 **☎**82−2113

住宅や工作物の建築・増改築等をする際は町に届出をしてください

下仁田町景観条例により、次に該当する場合には町への届出が必要です。

「住宅等及び工作物(柵・塀・門)の

新築、増改築、移転、撤去、外観の修繕、外観の模様替え、外観の色彩の変更(屋根・壁等)」

建築確認の届出をする前に、町へ景観の届出をしてください。

町の景観計画に適合しないとみなされる建築物等には、町から指導を行うこととしています。 まちの風景を次世代に引き継いでいくための制度です。皆様のご理解とご協力をお願いします。 詳しくは事務担当へお問い合わせください。

問合せ·届出先 建設ガス水道課 管理係 ☎64-8807(直通)

合併浄化槽設置しませかり

~合併浄化槽は汚染される河川の水質を浄化する唯一の解決策です~

今、入替えが大変お得!費用負担を次のとおり軽減し、単独槽等からの入替えを促進します。 今年度の申請の締切りは平成29年12月28日です。早めの計画、申請をお願いします。

1 エコ補助金を継続!

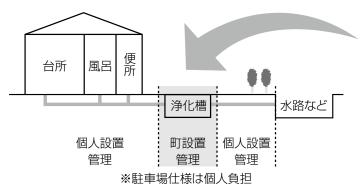
単独浄化槽、汲取り槽から合併浄化槽に入替え、年度内に使用開始する場合、下表の額を助成します。 (現時点では、金額は確定ではありません。)

※申請には、撤去前後の単独浄化槽・汲取り漕の写真が必要となります。

ただし、エコ補助金は来年度以降の継続は不明となっておりますので注意してください。

2 分担金軽減を継続!

大好評、平成30年3月(平成29年度)まで次のとおり軽減し、浄化槽を設置します。



人槽区分	分担金	使用料(月額)	エコ補助(予定)
5人槽	150,000円	3,800円	60,000円
7人槽	210,000円	4,600円	70,000円
10人槽	300,000円	5,500円	80,000円

3 単独浄化槽、撤去します。

単独槽、必要とあれば町が撤去します。ただし、撤去費10万円を超えた分は個人負担です。

4 設置規則を見直しました

今まで、合併浄化槽を設置する場所が狭く、設置できなかったお宅でも、出来るだけ設置できるように、対応 いたしますので、一度役場に来てご相談ください。

5 合併浄化槽の必要性

下仁田町は水源の町であるため、清浄な水を下流へ流す重要な役割を担っています。

現在の水質汚濁の要因は、単独浄化槽または汲取りのご家庭からそのまま放流されている台所、風呂等 からの生活排水が多くを占めており、その結果、川や水路を汚したり匂いを発生させたりしています。この 水質汚濁を解決する唯一の方法が合併浄化槽です。

現在、単独浄化槽で処理を行っているご家庭では、すでにトイレが水洗化されているため合併浄化槽へ の転換のメリットがあまり無い様に思われますが、浄化槽を設置すればこれらの問題が解消され、更には環 境保全につながります。

6 群馬県の汚水処理計画と町の現状

群馬県の汚水処理人口普及率(生活排水処理施設が整備されている区域の割合)は、平成27年度で 78.5%で全国第37位であり、決して高くありません。

下仁田町の汚水処理人口普及率は、平成27年度で30.7%(5%上げるには約170基整備が必要)であ り、水源の町であるにも関わらず群馬県で最下位を推移しています。県の平均値に近づけるには大変厳し いものがありますが、汚水処理人口向上のため皆様のご理解ご協力が必要です。

問合せ先 建設ガス水道課 管理係·建設係 ☎64-8807(直通)